

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

環境課長、石井君。

環境課長（石井 克典）

失礼いたします。

議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、昭和59年10月より改定されていない「し尿処理手数料」及び平成4年12月の料金設定以来、改定がされていない「浄化槽汚泥処理手数料」について、応益負担や他市町との均衡の観点から見直しを行うとともに、条例の全面的な見直し、整備を行うものです。

条例の内容でございますが、第1条は本条例の目的であります廃棄物の適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを定めており、第2条では廃棄物の用語の意義を定めております。

第3条から第5条では多度津町、町民、事業者それぞれの責務を定めており、第6条は土地または建物の占有者などの、清潔の保持に関する努力義務について定めております。

第7条は、多度津町における一般廃棄物の処理計画の策定について定めるもので、第8条では、前条の処理計画に基づく一般廃棄物の処理について、一般廃棄物の収集運搬など処理の委託や事業系一般廃棄物の処理について定めるものです。

第9条は家庭廃棄物の処理について、可燃ごみ及び不燃ごみを出す時は、多度津町の指定袋を使用することを定めるもので、第10条は事業系一般廃棄物の処理について、廃棄物処理事業者への処理の委託、また、事業者自らが可燃ごみを多度津町リサイクルプラザへ搬入する場合の、町指定袋の使用などを定めるものです。

第11条は土地又は建物の占有者の協力について、資源化などによるごみの減量化また、可燃ごみ、不燃ごみなど多度津町の行う一般廃棄物の収集・運搬等の業務への協力を定めるもので、第12条は多度津町リサイクルプラザ以外の処理施設のへの搬入等について、第7条で定める処理計画のうちクリントピア丸亀への搬入方法を定めるものです。

第13条はし尿処理など臨時的な一般廃棄物の処理又は、犬や猫などその他の汚物を自ら処分できない時などの一般廃棄物処理の届出について定めるもので、第14条は事業活動に伴う多量の一般廃棄物の指示について定めるものです。

第15条は、一般廃棄物処理手数料等を定めるものです。

5ページの別表第1をご覧ください。

こちらは家庭廃棄物と事業系一般廃棄物の手数料を表にしたもので、上段の家庭廃棄物

については変更ございませんが、下段の事業系一般廃棄物6ページにつながっておりますが、こちらにつきましては改正前の条例に規定が無く、多度津町リサイクルプラザ設置条例での規定であったため、一般廃棄物にかかる手数料は全て本条例に定めることといたしました。

なお、手数料の変更はございませんが、現在受け取っている事業系一般廃棄物の不燃ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める産業廃棄物の分類に該当し、一般廃棄物としての取り扱いが出来ないため、ごみの種類のうち「不燃ごみ」を削除するものです。

次に別表第2の上段「し尿」は、20リットルにつき75円であった手数料を20リットルにつき150円に改正し、し尿汲み取り1回ごとに180円の、し尿汲み取り回数券は廃止と改めるものです。

中段の「浄化槽汚泥、スカム及び洗浄水等の処理料」は10リットルにつき38円であった手数料を、10リットルにつき50円に改めるものです。

下段の「特定家庭用機器廃棄物」は変更ございません。

4ページにお戻りください。

第16条は一般廃棄物処理事業者の許可について定めるもので、第17条は、前条の許可に伴う手数料を定めております。

第18条は清掃指導員の設置について定めており、第19条は本条例の施行についての重要事項の委任について定めるものです。

附則として、この条例の施行日は原則として平成29年4月1日を、第15条の規定については平成29年10月1日を予定しており、附則第2項及び第3項で新しい条例への移行が円滑に行われるよう措置を講じております。

以上簡単ではございますが、議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。